

静岡市人事委員会事務局 障がい者活躍推進計画

機関名	静岡市人事委員会事務局
任命権者	静岡市人事委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
静岡市人事委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	静岡市人事委員会事務局においては、職員総数が14人程度の小規模な機関であり、全員が他機関からの出向者で占められている。これまで機関独自の職員募集・採用は行っておらず、今後行う予定はない。 しかしながら、中途障がい者となる職員が在籍すること考えられるため、今後も市長部局と連携し、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
採用に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法） ・取組内容1の体制整備がされているか ・相談窓口等が職員に周知されているか
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障がい者となり従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○中途障がい者となった職員については、相談窓口への相談のほか、定期的に行う人事評価面談や、本人の希望も踏まえ個別に行う面談において、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。